

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

☎市 子育て支援課 ☎53-5132 FAX 53-5128

☎厚生労働省コールセンター ☎0120-400-903 (受付時間:平日9時~18時)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行います。

次の①または②に該当する人は、申請により給付金を受け取ることができます。

支給対象

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人(ひとり親世帯)
- ②18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の人または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人(令和5年2月末までに生まれた新生児も対象)

支給額

児童1人あたり 一律5万円

令和5年2月28日

締め切り



申請に関して

申請書*に振込先口座などを記入して、必要書類とともに子育て支援課、山東支所、各市民自治センターへ持参または郵送で提出してください。

※提出先に設置のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

☎郵送: 〒521-8501 米原1016 米原市役所 本庁舎 子育て支援課宛

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください

自宅や職場などに県や市の職員をかたった不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



市政言



平和の礎の設置に向けた取組について

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻において、核兵器の使用が言及されるなど、今、世界の平和が脅かされています。これら一連の行為は、世界で唯一の戦争被爆国として、また、非核平和都市を宣言している米原市として、断じて許すことはできません。

先の大戦から77年目を迎え、悲惨な戦争の歴史を知る世代の人たちも高齢化し、地域に残る忠魂碑の維持管理も厳しい状況になりつつあります。このことについては、市民とともに作る非核・平和市民会議において、戦争の犠牲になられた方々の名前を刻む「平和の礎」の設置など、今後の在り方について議論いただき、7月15日に答申書を提出いただきました。

これらの内容をしっかりと受け止め、来る8月6日の米原市平和祈念式典を契機に、市としての方向性を示してまいります。

一刻も早く平和な日常に戻ることを祈念し、引き続き、市民のくらしと命を守る取組を展開してまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

米原市長 平尾 道雄